

感 対 第 6 1 1 号  
令和6年11月6日

協定締結医療機関（薬局）の長 様

埼玉県保健医療部感染症対策課長 谷口 良行  
（ 公 印 省 略 ）

感染症対応に係る薬局の研修について（周知）

日頃、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定に基づき、平時から都道府県と薬局との間で、自宅療養者等への服薬指導等の感染症対応に係る協定を締結する仕組みが法定化されたところです。

薬局において、新たな新興感染症等の発生・まん延に備えて、必要な体制を確保するためには、薬局に従事する薬剤師等が一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能を習得することが必要となります。

この度、令和5年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」により公益社団法人日本薬剤師会が作成した研修資材が、厚生労働省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

（ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu\\_yakkyoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu_yakkyoku_00001.html) ）

貴薬局において、研修を実施する際に、必要に応じて当該研修資材を御活用ください。なお、当該研修資材を用いた研修プログラム（eラーニング）について、日本薬剤師会プラットフォームに掲載されています。視聴方法は、別添を御確認ください。

担 当：保健医療部感染症対策課企画担当  
電 話：048-830-7503  
メール：[a7500-13@pref.saitama.lg.jp](mailto:a7500-13@pref.saitama.lg.jp)

別添

令和5年度厚労省事業 感染対策に関する研修プログラムの視聴について

○視聴方法

下記の日本薬剤師会プラットフォームにログインの上、該当の研修をお申し込みください。

(ホームページURL)

<https://nichiyaku.manaable.com/>

(留意事項)

- ・ 視聴にはプラットフォームへの登録が必要となります。未登録の場合は、「新規登録」から御登録ください。登録は無料で、薬剤師会への加入の有無に関わらず登録ができます。
- ・ 登録の際、生年月日、薬剤師名簿登録番号（免許番号）の入力を求められますので、予め御承知おきください。
- ・ この研修プログラムは、受講費用は発生しません。

○日本薬剤師会プラットフォームでの研修に関する問合せ

当該プラットフォームは、都道府県薬剤師会が主体となり運用している研修システムであるため、埼玉県薬剤師会へお問合せください。

埼玉県薬剤師会 業務第二課

電話 048-826-7855